

## 子育て困難と子育て支援の課題

元木 久男

### Child-rearing difficulties and Social Support Policy

Hisao MOTOKI

#### Abstract

In recent years there has been a growing recognition that parental anxiety related to child-rearing difficulties is becoming a serious problem in Japan. Until recently, problems with child-rearing have been a matter of individual parental responsibility. This sole focus on parental responsibility has resulted in an increase of child-rearing problems. It is argued here that increased community and social support would lead to a reduction in child-rearing problems.

Key words : Child-rearing difficulties, responsibility for child-rearing, social support system of child-rearing

キーワード：子育て困難，親の養育責任，社会的子育て

2008.11.26受理

#### 1. はじめに—現代の育児不安・子育て困難

子生み・子育てをめぐる近年の顕著な傾向のひとつに、親、とくに母親の育児や子育ての負担や困難が問題として取り上げられるようになったことがある。たとえば、『次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書』は、「子どもや家庭を取り巻く環境は近年、厳しさを増している。核家族化の進行や父親の長時間労働に加え、近隣関係の希薄化など子どもをめぐる地域ネットワークが弱体化する中で、育児負担が母親にのしかかり、母子2人きりで周囲から隔絶されて一日を過ごす『育児の孤立化』といった状況が指摘されている。また、兄弟姉妹の減少などによって乳幼児とのふれあいの経験がないままに親となる者が増加するなど、家庭や地域における子育て力の低下は著しい」と、とくに母親の子どもを育てる条件や環境の悪化を指摘し、その結果、『育児の自信がなくなる』とする母親が専業主婦の7割に達しているほか、子育てについて『イライラすることが多い』とする母親が20年前の3倍に増加するなど、母親の育児

への負担感は大きく高まっている」ことを述べる（次世代育成支援システム研究会2004：24 - 25）。

また、平成18年に少子化社会対策会議の決定した『新しい少子化対策について』では、「若年世代にとって、経済的負担の大きさ、家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安など、子どもを生み育てることをためらわせる経済的あるいは心理的な負担感が強い」と、若い世代にとって子どもの養育が大きな負担となっていることが指摘され、子どもを安心して生み、育てることのできる環境整備を目指す支援策の一層の拡充の必要性が述べられている。

昨年末に政府が決定した、最新の少子化対策・子育て支援の計画である『子どもと家族応援する日本』重点戦略でも、少子化の背景に「結婚や出産・子育てに関しての国民の希望と現実の乖離が存在することが指摘されている。出産に関する乖離については、これまでの研究から、子育てしながらの就業継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保の度合い」が、とくに第2子以降の出産については、「夫婦間の家事・育児の分担度合い、育児

不安の度合い」が、また第3子以降の出産については「教育費の負担感」が乖離を生み出している要因であることが示唆されると述べられている。

要するに、国民は結婚し、子どもを生み育てたいという希望は持っているのだが、仕事を続けながらの（育児休業が困難であったり、十分な保育サービスが保障されていない等のため）子育てが大きな負担となる時、また、夫の育児協力が得られず、妻の負担が増大するとき、そして、子どもを育てることが親にとって大きな経済的負担となる時（第2子以降、あるいは第3子以降の子どもを含めて）子どもを生み育てることを控えるようになるというわけである。もちろん、同重点戦略で述べられているのは、国民の希望どおりの子生み・子育てを抑制する要因としての子育ての負担や困難ではあるが、それは、いま人びとが子どもを育てるときに実際に直面している負担や困難のことであるわけだから、現在、子どもの養育問題を親の子育ての負担や困難の面で捉える見解が述べられたものだといって差し支えないであろう。

ところで、子どもの養育問題が子どもを育てる（あるいは、これから育てようとする）親の負担や困難として把握・理解されるようになったということは、子どもを育てる親の能力の限界が認識されるようになったことを意味するといえよう。すなわち、こうした子育ての負担や困難が、少子化対策に志向した子育て支援施策の策定やそうした施策についての審議結果の報告書等のなかで理解されているのだから、それは当然、国民誰もが子どもを育てるときに直面する負担や困難のことがいわれているのであり、少なくとも、現在のわが国では、国民誰もとにとって、親だけで、とくに母親だけで子どもを育てることは困難だ、親の能力を超えたことだとみなされるようになっていくことができる。

子どもの育ちをめぐる問題は、従来、子どもを養育する親や家族がその養育責任を十分に果たさない、あるいは果たせない問題として取りあげられ、対策が講じられる傾向にあった。次節でそうした傾向にあったことを検討するが、それが、ここにきてその流れに変化が生じてきたのである。

以上のような動向は、近年の育児不安や育児困難に関する研究や論述の隆盛にもよく表れている。大和は、家族社会学や発達心理学における幼少期の親子関係の研究は1970年頃までは、母親の子どもに与える影響についての研究が主であったが、1980年代に入って、子どもを育てる母親を被説明変数とした研究が行われるようになり、そうした研究が母親の育児不安や育児疲労についてのものであったことを指摘する（大和2008）。山根は、

1980年頃を境に、育児不安などの子どもの養育問題についての研究やマスコミ、政策立案側の論調が母性の問題に帰す母親要因論からの転換をみせ、①母親を育児問題の要因ではなく、「育児問題を体現する主体として位置づける研究」が登場したこと、②親イコール母親という前提が見直されたこと、そして③育児問題を家族外部の人間関係網に視点を移した研究が登場したことを指摘する（山根2000: 22-24）。

子どもの育ちの問題の研究や論議に際して、子どもを育てる親とくに母親だけに焦点を絞り、問題点を探るというパラダイムが後退して、育児そのものが、しかも親（母）子関係の枠を超えたより広い社会関係の脈絡のなかで研究や論議がなされる傾向が強くなってきたということであるが、そこに、子どもを養育する（母）親の役割を自明視したうえで、親子関係の問題をこの親の役割の不適切な遂行の問題と捉える発想から、この（母）親の役割そのものが問われる発想への転換を見出すことができよう。

本稿では、このように育児不安や子育て困難へ、とくに社会的施策を講じるにあたっての関心が高まるなかで、こうした社会的施策が子どもの育ちへの社会的支援として展開していく必要性を論じ、その可能性について探ることとする。

## 2. 子どもの育成に対するこれまでの国の施策の性格

### 厚生白書の記載にみる

#### 子どもの養育に関する国の姿勢

戦後の混乱を経て高度成長期に入り始めた時期に発行された厚生白書<sup>1)</sup>の昭和31年度版では、子どもは「すべて生んだ親の責任で、国の立場としては、人道上あるいは社会秩序の上から放置できない場合にだけ、介入あるいは干渉するに止める」とする時代もあったが、20世紀になって、子どもの福祉の保障が国家社会の手によって積極的に取り組むのが世界的な傾向であるとしたうえで、要保護児童への施策にとどまらず、「広く一般児童の健全育成のため、積極的に手を差し伸べるべきである……、そのような制度が次第に造られつつある状況」だとの見解が述べられている。

児童福祉法が、「次代の担い手である児童一般の健全な育成、全児童の福祉の積極的増進を基本的精神とする、児童についての総合的福祉立法」（厚生省児童家庭局1998: 6）だとされた法制定当時の姿勢が、少なくとも理念的には表されていて興味深い、ここでの論議で

とくに注目したいのは、広く一般児童を含めた福祉の保障へ取り組む理由に、「社会生活の変化に伴って、家庭生活の形態も次第に変化し、必ずしも父母の手のみでは児童の健全育成の責任を負いきれなくなった」ことと、「児童の福祉を脅かす社会的な要因が、時とともに増大してきた」ことがあげられ、児童の健全育成のために国と地域社会及び家庭の三者の協力が必要だということが述べられている点である。そして児童健全育成のための対策の基本的な考え方のひとつとして、家庭について、「国民がすべて心身ともに健全な家庭をつくり、これを維持するように啓発し、激励し、援助すること」が示される。

昭和32年度版も同じような内容が記載されているが、「一般児童に対しても、国家社会は、積極的に健全育成のための努力をすることが必要である。児童の健全な発育を阻害する社会的あるいは自然的な要因をできるだけ除去するよう努めるとともに、たとえそのような要因があったとしても、それにうち勝つことのできるすこやかな心身を育てるために、国家社会はあらゆる努力を傾けなければならない」と子どもの健全育成のための国家社会の責任が強調されており、家庭については、健全育成のためには、「まず家庭において保護者がよく児童の心理を理解し、適切な取扱いをすることが大切」だという点が述べられているだけである。

#### 家庭の養育機能の低下への警戒

昭和33年度版になると、幼い子どもの溺死や交通事故死などの不慮の事故死が子どもの死亡原因第1位となっている点や少年犯罪や非行の増加が深刻であることが述べられ、「児童をとりまく環境の浄化・整備、情操教育などしかるべき施策がとられるならばある程度未然に防止できる」とした見解が示される。そして、34年度版で、同じく子どもの不慮の事故死や少年の犯罪・非行が深刻な問題だとし、「児童をとりまく家庭環境や社会環境を浄化し、あるいは整備するための措置がとられ、さらには家庭における教育が適切に行われることなどによって、ある程度未然に防止できる」との見解が示され、子どもの事故死や犯罪・非行の問題の発生に関与する浄化されるべき家庭環境や社会環境が注目されるようになっていくことが窺われる。

昭和35年度版と36年度版および37年度版では、児童健全育成上の背景にある問題として、折から少年非行が戦後の第2のピークに向かいつつある状況を反映して、少年非行・犯罪の増加とその特徴の変化が述べられている。とくに36年度版では、「広範な少年非行、激発する児童の事故を目前にして、今日ほど児童の健全育成対策

の強化が要請されているときにはない」と子どもの育ちへの危機感が表明され、「家庭および社会に多くの問題を生じている現状においては、家庭に対する助言指導によりその役割を強化せしめるとともに地域社会の果たす役割を重視することが必要となってきた」と、家庭と地域の子どもを育成する役割を強化しようという姿勢が初めて打ち出されている点が目を惹く。

昭和38年度版になると、第11の「3児童の健全育成」に「(5) 家庭養育の指導」という項目が設けられ、今日の家庭養育が一種の混迷状態にあることが指摘される。そして、それが「家庭養育において戦前経験した権威服従の姿勢がくずされ、いわば無準備のままに愛情と、理解に基づく近代的養育方式に対応させられたために」家庭養育が過度的段階にあるためだとの見解が示される。

東京オリンピックが開催された1964年の昭和39年度版では、「第1部厚生行政の背景」で、「第1章人口構造の変動とその諸問題」、「第2章経済発展とその諸問題」、「第3章都市化過程とその諸問題」につづき、第4章で「家族構造の変動とその諸問題」が取りあげられ、家族変動に伴う家庭生活の変化に対応する厚生行政の在り方の検討の必要性とともに、家族変動の過程でそれへの適応が困難な家族への対策の必要性が述べられている。

家族変動については、家族規模の縮小と核家族化がかなり詳しく説明され、そうした家族の変化に伴う問題点が3点指摘され、そのなかのひとつが、「家族の生活保障機能の低下」という問題であり、したがって、新たな「住宅、社会保障、その他の社会サービスの必要性」が生じているとする。その際、「核家族化に伴って、若い、生活経験の乏しい家族が増加するが、これらの家族が安定した生活を営みうよう、必要に応じて、育児・教育・隣人関係・余暇利用などの日常生活の各分野にわたる指導・助言・援助をなすようサービス体制を整備することが必要」だとの見解も示され、子どもの養育に関してみれば、とくに若い世代を中心に、家族の子どもを養育する機能が低下してきている点が強調され始める。

そして、「第2部厚生行政の現状」の「第8章第1節児童の健全育成」で、「児童の放任・過保護などの問題が目だってきた」とし、「特に、近年における家庭機能の縮小傾向が指摘されてはいるが、児童をとりまく不良な生活環境から児童を保護し、事故死傷や不良化を未然に防止し、心身ともにすこやかな児童を育成するうえで家庭の果たす役割の大きさ」を改めて確認し、家庭重視の対策に乗り出すべく、前年に厚生省児童局を児童家庭局

と改め、また福祉事務所に家庭児童相談室を設けることとした点が述べられている。

昭和40年度版と41年度版でも子どもの健全な育成を図るうえでの家庭重視の方針が強調され、とくに41年度版では、「家庭本来の機能を外部との関係において果たさなければならないという方向」を強めているとしたうえで、「家庭が、変動のなかにあってもその本来の機能を失なうことのないよう、また、その本来の機能の安易な社会化を避け、それとの調和を図りつつ、社会的サービスの体制や地域社会の整備を図る必要がある」ことを強調し、家庭の教育機能の学校への外部化にみられるような家族機能の外部化によって家庭の子どもの養育機能が損なわれることへの警戒が示されている。

以上、厚生白書昭和31年版から41年度版までの子どもの養育をめぐる記載内容をみてきたが、まず、昭和31年版と32年度版では、子どもの育成について、親や家庭の役割がとりたてて言及されることもなく、それを国家社会の手で図っていくのだということが示されている。単純に考えれば、児童福祉法制定当時の一般児童対策を含めた児童福祉の総合的立法としての児童福祉の理念がストレートに表れていると解釈できないこともない。

だが、子どもの育成を国家、社会の手で図っていくのだという方針は多分に理念的なものにとどまり、それらの年度版の厚生白書が刊行された時期ぐらいまでは、戦後の孤児や浮浪児を中心とした要保護児童対策に迫られて、「家庭における児童の」の問題や対策まで手が回らず、したがって一般児童対策についてはほとんど手がつけられていなかった事情があったのではないかと考えられる。

たしかに児童福祉法は、その制定当初から要保護児童の保護にとどまらず、広く一般児童の健全育成を図ることを謳い上げている。だが、許斐が指摘するように、実際は一般児童対策について政府はきわめて消極的であり、「一般児童対策は『飾り物』のように内実のない」ものであった（許斐1996:28）。実際に講じられていた一般児童対策をみても、児童厚生施設（これとても昭和32年で全国に441ヶ所と圧倒的に数が少ない）の開設による子どもの遊びの場の提供、子ども会や母親クラブなどの児童健全育成のための地域組織活動、児童福祉審議会による児童文化財の推薦等ぐらいのもので、児童手当の支給さえ、それが制度化されるのはまだ先のことである。このように、当時は、戦後の孤児・浮浪児を中心とした要保護児童対策に汲々とし、とても「家庭における（一般）児童」の対策に手をつけるどころではな

かった、したがって「家庭における児童」の養育問題自体にあまり関心もたれていなかった、そうした事情が当時の厚生白書の記載内容に表れていたということなのであろう。

ところが、子どもの不慮の事故死や自殺の増加、なによりも少年の非行や犯罪の増加が「家庭にある児童」の問題や対策にも目を向けざるを得ない状況をつくり出していく。ここで留意すべきは、こうした状況に対して、昭和36年版の「家庭に対する助言指導によりその役割を強化せしめる」の記述にみられるように、家庭の子どもの養育機能を強化する方向での問題解決が目指されていることが窺われる点である。そして、その後の39年度版での記載内容にみられるように、子どもの問題状況が家族の養育機能の低下と結びつけられ、さらにその養育機能が損なわれることへの懸念が示されるようになるのである。

厚生白書昭和44年度版では、児童をめぐる環境について、家庭環境の変化と社会環境の変化が述べられ、家庭環境の変化に関しては、なによりも、「家庭の中で母親が漸次児童養育の中心的役割を果たすようになった」点が指摘される。そして、母親の就労の増加や病気による養育に欠ける児童の増加などの家庭における児童の養育機能の不安定、養育方針について、戦前の国家中心、家中心の精神的支柱を欠いて確たる自信のないまま子どもを養育する親、子どもへの過度の期待から教育ママが出現するようになっている問題が述べられる。昭和45年版では、児童健全育成上の複雑な問題として「家族構成員相互の結合の弱体化および連帯意識の希薄化」が生じているとの指摘がなされる。

#### 問題のある親の強調と啓蒙

児童憲章制定20周年を記念して総論で「こどもと社会」を特集した昭和46年版は、まず「序章現代における児童問題の意義」の「4 児童の家庭環境」で、消費水準の高度化が逆に「家庭生活のゆがみや破たんをもたらしている」点、離婚件数の増加に伴い「両親の愛情に恵まれない児童の増加」、離婚までに至らないが円滑な精神的交流を欠いた夫婦関係の児童への悪影響、さらには「児童の養育について自信の持てない両親」が増加し、「一部の母親に、育児ノイローゼがこうじて心中にはする場合すらある」ことが指摘され、「児童の問題は親の問題と言われるが、現在の家庭環境における問題点は問題児ならぬ問題親がふえている状況にあると言つても過言ではあるまい」（傍点、筆者）と子どもを養育するうえでの親の問題が取りあげられている。

また、「総論第2章第1節家庭の状況はどうなっている

か」に「1 問題親に影響される児童」という項目が設けられ、そのなかで、子どもにとって家庭は最も基本的な生活の場であり、家庭の機能が変化しつつあっても家庭での子どもの養育の重要性は変わらないとの観点から、「児童の健全な育成のためには、なによりもまず健全な家庭が形成されなければならない」ことが強調される。

だが、「親には、育児についての自信喪失、過度の教育熱心など、さまざまな問題が混在」しており、父親については、総理府の調査から「家庭において無とん着、不干渉な父親像が浮かびあがる」とし、「父親が自信をもつて育児の座にもどることが望まれる」と主張する。母親については、「家庭における母親の育児の価値を軽視して、すぐに公共の機関にたより、それが合理的であると信じているとか、過度の教育熱心とか」（傍点、筆者）が問題として指摘される。また、（両親の行方不明等の理由がきわだって多いという）養護施設（当時）入所児童の養護問題発生理由や乳児院への入所理由から育児意識の低下の問題も指摘されている。

そしてこうした問題に対して、なによりも「両親が親としての自覚を持つことがなによりも大切」（傍点、筆者）であるが、国としても、「家庭生活に対するじゅうぶんな認識と児童養育についての助言を結婚適齢期の男女および若い夫婦に与えるため」に新婚学級や家庭学級による啓発活動、家庭児童相談室の相談活動などを進めていく方針が示される。

総論第1章第1節の「3 不足している親子の対話」では、とくに父子の対話不足、心理的距離の拡大が問題として指摘され、「核家族化と世帯規模の縮小の著しい今日、児童の健全育成のためには家庭機能がじゅうぶんに発揮されることが必要であるが、それには何よりも親子関係が円滑でなければならない。親子がじゅうぶんに話し合いを行ない、心の交流を行なうことが必要である。とりわけ、父親は子との実質的対話に努力する」ことが必要だと述べられる。

同じく第1節の「4 留守家庭児童がふえている」では、共稼ぎ世帯の増加による留守家庭児童の増加が指摘され、母親の家庭保育の重要性を前提とした留守家庭児童問題のマイナスについての言及がなされ、「特に児童が乳幼児か低学年である場合には、自分の就業の及ぼす影響についての慎重な配慮が望まれる。いわんや、消費ブームにあおられての就業は、児童のために戒めなければならないであろう」と、母親の家庭保育責任が強調される。また、農村での出稼ぎによる父親の不在も問題として取りあげられ、父親の出稼ぎによる母親の不安感の子

どもへの悪影響や母親の農業従事時間増加による育児時間の不十分などが指摘されている。

第1節の「5 深刻な欠損家庭児童の問題」では、まず厚生省の「全国家庭児童調査」から、昭和44年で、父また母あるいはその両方がいない世帯の児童は、昭和38年の調査に比べれば66万人ほど減少しているものの、まだ138万人にのぼり、そうした世帯となった理由は親の事故死、両親の離婚および父親、母親の行方不明であることが示される。そして、「このような離婚および親の行方不明には、家庭生活へのじゅうぶんな配慮と準備がないままに安易に結婚する結果とみられるものがあり、また父として、母としての責務に対する自覚が喪失していることによるとみられるものもある」との見解が示され、結婚前や結婚適齢期にある男女に対する「家庭生活に対する認識を確立させるための教育」と「よりよい安定した結婚生活を営むことのできる配偶者の選択についての指導と助言」の必要性が指摘されている。

以上のように、昭和46年版では、子どもの問題を、「問題親」なる語句の使用に象徴されるように、親の家庭養育の問題として位置づけ、その問題点を指摘しながら、その問題解決の方向として、「健全な家庭が形成されなくてはならない」、「親としての自覚を持つことが何よりも大切」、「親子がじゅうぶんな話し合いを行ない、心の交流を行うことが必要」、留守家庭児童問題について「消費ブームにあおられての就業は、児童のために戒めなければならない」、そして離別単親家庭問題に関しては、結婚前の男女への家庭生活への啓蒙の必要性にまで言及するなど、徹底して親に家庭責任を適切に果たすことを求めている。

厚生白書の昭和47年版以降しばらくは、とくに目立った記載がないか、あるいは以上と同じ内容の見解が示されているだけである。だが、国際児童年であった1979年に発行された54年版では、「第2章子供を取り巻く家庭、社会環境」の「第1節家庭、社会環境の変化と子供」で、まず家庭環境の変化について世帯規模の縮小と核家族化の進捗が述べられたうえで、「2 家族構成の変化と子供」のなかで、子どもを養育するうえでの問題として、「(1) 育児と母親の負担」と「(2) 現代のしつけとその問題点」の2点が指摘されていることが目を惹く。とくに(1)での家庭内での人手不足や家庭内での育児知識の伝承がなくなったために「育児についての母親の不安が増大する等」、とくに核家族で母親の育児負担の増大が問題として認識されていることが注目に値する。

けれども、母親の育児負担の過重についての認識が示

されながらも、(2)では、父親不在の母子密着が子どものしつけに悪影響を及ぼすと、親の不適切な養育が指摘され、その後昭和62年版までは、家庭と地域の子どもの養育機能の低下への言及があるぐらいで目立った内容の記載はみられない。ところが、昭和63年版では、第1編第3章に「第3節児童の健全育成と家庭支援対策の強化」が設けられ、その「1 家庭支援の推進」で、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化するなか「家庭機能は低下し、子育てに対する親の不安や悩みは大きく、またいじめや登校拒否など児童の悩みも大きなものとなってきている」とし、「これらの状況に対応できるような、総合的な家庭支援の仕組みの充実を図る必要がある」(傍点、筆者)との認識が示される。

つづいて、いわゆる1.57ショック後の平成3年版では、出生率の低下を深刻に受けとめ、「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり」、そのなかで「多様な子育て支援対策の積極的展開」を推進していく方針が表明される。

さらに、「家族と社会保障」を特集した平成8年版の第1編第1部第3章の「第2節育児支援施策の動向と少子化への対応」で、「家族だけに育児責任を負わせるのではなく、地域社会、社会全体で家族を支援していく必要性が認識されるようになってきている」ことが指摘(ということは、国もそうした認識をもったことが表明)され、そして「少子社会を考える」を特集した平成10年版で、「日本は、結婚や子育てに『夢』を持っていない社会になっているのではないだろうか」とセンセーショナルな問いかけがなされようにもなり、出生率の低下・少子化傾向を背景に子どもの育ちをめぐる問題について、親の責任を問う姿勢が影を潜めていく。

### 3. 親への養育責任の集中をめぐる問題性

#### 子どもの養育責任の親への集中

前節で、子どもの養育について、出生率の低下が目立ち始める1980年代頃までは、戦後の混乱・復興期を経て高度成長期に入り始める時期あたりから少年非行や子どもの事故死などが増加するなか、子どもの家庭養育が問題を抱えていることが指摘されるようになり、その原因が問題のある家庭環境や、親の養育行動・態度にあるとの見解のうえに立って対処がなされてきた点を厚生白書の記載内容にみてきた。子どもの養育をめぐる問題は、親や家族がその養育責任を十分にあるいは適切に果たさないもしくは果たせない問題として、換言すれば、親・家族の養育能力の不足の問題として取りあげられ、対処

されてきたのである。そこに一貫していたのは、子どもを養育するのは親の責任だとの徹底した国の姿勢である。

このことは、「問題親」なる語句まで登場する昭和46年度版厚生白書の記載に象徴的に表れている。同白書では徹底して親の養育責任が強調され、責任の履行が求められていた。本来は、児童の福祉の保障についての公的な責務と施策が述べられるはずなのであるが、同白書は、親の役割に関する啓蒙や戒めの記述に終始していたといったらいいすぎであろうか。

こうした国の姿勢にみられる親の養育責任の強調は、子ども中心に組み立てられた近代家族における子どもの養育責任の親への集中と深くかかわっている。近代家族では、親は「子どもを一人前の大人になるまで育てる全責任を負わされている」とされる(山田1991:4)。田澤は、こうした子どもの養育責任の実父母への集中を明治政府による家族法の整備のなかに跡づけている(田澤1999)。とくに明治民法による親権制度の確立は、他の人が関与できない親の特別な責任と権限を確定したとされる(広井2004)。

こうした近代国家成立過程で家族法整備による子どもの養育責任の親への集中が生じるようになる一方、近代の産業社会における核家族化のもとでは、育児構造が、かつてのマルチプル・ペアレンティングの仕組みを喪失し、「育児の担い手は親あるいは母親のみで、育児を担う社会システムは家族のみ、という単純な育児構造」となることが指摘される(渡辺1994)。

#### 親への養育責任集中の孕む問題

親への養育責任の集中は、子どもの養育責任を明確にし、子どもの養育の確実な履行を保障するといった、その積極的な側面も見逃すことはできないが、ここでは、親の子どもを養育する責任が過重となっていることの問題点を3つ指摘しよう。ひとつには、親の責任が重圧となり、親の子育ての負担が大きくなりすぎるという問題点である。とくに、子育ての負担が実質、母親の肩だけに申しかかる状況の下では、その負担はさらに増強されよう。いま育児不安や子育て困難として取り組まれようとしているのがこの問題である。もちろん、この種の問題も深刻であるが、それ以上に深刻、というよりも厄介な問題が次の2つである。

#### 子どもの養育に熱心になることの問題性

そのひとつが、親が子どもの養育や教育に熱心になりすぎることに伴う弊害である。親の養育責任の過重は、親が子どもの養育や教育に熱心になることを促そう。実際、いまの母親は自分の手で子育てすることを望み、子

育てへの関心も高く、熱心である（鈴木1999）。現在の家族が子どもの教育に熱心に志向する「教育する家族」としての面を持つとされもする（沢山2000）。

親が子どもの養育や教育に熱心になること自体はとくに問題だというわけではないが、親へ子どもの養育責任が集中するなかで熱心になる場合、ときに子どもにとって好ましく結果がもたらされる。庄司は、いまの孤立した育児状況では、「真面目に子育てに取り組む一途な母親ほど、子育ては楽しいものではなくがち」であり、「子どもを叩くなどの虐待といわれる行為は、……ごく普通の、あるいはむしろ普通以上に子育てに熱心な母親」にみられる点を指摘する（庄司2002：21）。

広田も、児童虐待について2つのタイプがあるとしたうえで、そのひとつが高学歴の専業主婦などにみられるタイプで、これらの母親は完璧な母親をめざす、ということは子育てに熱心になりすぎるため、思うようにうまくいかない子育てに苛立ち、子どもを虐待してしまうという。広田によれば、このような母親には、「もっとアバウトな子育てがアドバイスされる必要がある」という（広田2001：375）。なお、もうひとつのタイプは、生活上の困難をもつ親が、生活苦などによるイライラから子どもに暴力を振るったり、放置したりするもので、深刻な虐待はこのタイプに多いという。子ども虐待の少なくとも軽微な虐待ケースでは、虐待する親が子どもの養育にむしろ熱心である場合が意外に多いのではないだろうか。

また、完全な親になろうとする志向が強すぎることで親を虐待に走らせるとの指摘もある（井上1998）。鯨岡も、子育てに傾倒し、完璧な育児を目指すあまり心の余裕を失って虐待に走るケースを指摘する（鯨岡2002）。熱心に子どもを育てよう、（実際にはその自信もないのに）パーフェクトな親になろうと意気込むものの、親だけに子どもの養育の責任が集中しているために周囲の手助けが得られない孤独な育児であったり、周囲の手助けによる自分の完全な親像の修正ができないことが、子どもへの虐待の引き金になるのではないだろうか。このように、親しか子どもの養育責任を果たす者がいないなかでその親が子どもの養育に熱心になることには、場合によっては子どもへの虐待が生じるという問題が伴われるのである。

ところで発達心理学者の柏木は、「子どもが“授かる”ものではなく、親の意思により選択されて“つくる”もの」となったこと、「少なく生んでよく育てるとの少産少子戦略」がとられるようになったこと、さらに「子どものしつけ・教育が母親に一任されたことから、失敗

は許されないとの強い意気込みや、子育ての成功を母親の生きがいとする教育ママを産んだ」ことによって、子どもへの親の過保護や過介入が進行するようになった問題性を指摘する（柏木2003：292 - 293）。

現代の核家族では、親が子どもへ過保護や過干渉になる傾向、あるいは子どもを親の意向で、いわばいじくりすぎるといった行動や態度をとりやすいことがよく指摘されている（望月1986）。

斉藤は、思春期の対親暴力（家庭内暴力）が発現する2つの経路のうち、ひとつを「親の期待（欲望）を自らの生きる指針として『良い子』を演じ続けてきた者にみられるもの」という（斉藤1999：9）。斉藤は、職場のそして社会の価値を当然のことと受け入れ、それを子どもが当然受け入れるものとみなす仕事人間の父親、父親の期待を読み取り、それに沿おうとする教育ママの母親、そして、こうした親たちの期待を読み取り良い子を演じる子どもが、ある挫折をきっかけに母親に暴言、暴力を振るうようになる症例を紹介し、説明を加える。

子どもへの期待の圧力、親の期待の押しつけはやさしい暴力、見えない虐待という親たちの侵入であり、それへの反応として対親暴力が生じるのだと。斉藤は、良い子たちが「親・世間の『見えざる暴力』の拘束のもとに『よい子』になる」という「暴力をメッセージとせざるを得ないような家族内のコミュニケーションの不全のあり方」を問題として指摘するが（斉藤1999：21）、これを親の役割の側面から捉え直せば、本来親の役割は子どもとの関係性のなかでその内容が決定されるべきものであるはずなのだが、そうではなく親が一方的にそれを決定し、子どもがそうした状況に過剰適応してしまっている問題だということができよう。

吉川も、子どもを保護する傾向が強まるなかで、臨床上に語られる子どもをめぐるストーリーの方向性が「大人達の期待に応える『よい子』や、言うことをよく聞く『よい子』の増加」であり、こうしたよい子は非常に危険な存在だという。よい子が親の言うことをよく聞いたり、何事にも積極的に取り組むのは、「子どもの自己表現ではなく、他への過剰な迎合」であり、こうしたよい子は青年期以降に不適応をおこし人格障害を患ったり、不適応を示さないまでも将来の家族形成で問題を発生させる火種を抱えていることを指摘する（吉川2000：129-130）。常に親の顔色を窺い、親の期待に過剰に適応してしまうほど、子どもにとって親が大きな存在となっているということなのであろう。

こうした、いふなれば親の思いどおりの子どもの養育、親の独りよがりの養育の問題性が生じる背景には、もち

ろん柏木の指摘する子どもは親が選択して“つくる”存在となった事実の親の意識への作用があるのだろうが、ただ親が自分で選んで生んだためだけでなく、その選んで生んだ子どもの養育責任が親に集中しているからこそ、親の思いどおりに子どもを育てようとする行動や態度がとられやすくなっているのではないだろうか。

もし仮に子どもの養育責任が親だけでなく、親族や地域の他のおとなたちにも分散して負わされているのであれば、親だけの勝手で子どもを養育することはできないはずである。もちろん、親に子どもの養育責任を集中させてきた近代的親子関係が共同体からの束縛からの解放という側面をもつ点を見逃してはならないが（小山2002）、それが、親にとって共同体の束縛から離れて子どもを自由に養育できるようになったということであって、子どもの側に立ってみれば、それがかえって子どもの親への束縛を強め、その結果子どもから育てていくうえで主体性を奪ってしまうこともあるという側面も見逃してはならないのである。

#### 他人の子どもへの無責任な傍観者としての態度

親の子どもを養育責任が過重であることから生じる第3の問題点は、自分の子ども以外の子どもの育ちや育成に対する無関心・無責任な態度が生み出されることである。2004年に子ども未来財団が実施した子育て中の母親への調査では、「社会全体が妊娠や子育てに無関心・冷たい」にそう思うとまあそう思うと回答した妊娠中か出産後3年未満の女性が87.2%であった（財団法人子ども未来財団2004）。

いまの社会で、「例えば、電車の中で赤ちゃんが泣き出したとき、『うるさいな。親は黙らせろよ』と思う人と、『こういうときに泣かれるのが、一番つらいのよね』と親に同情してくれる人と、どちらが多いだろうか、子どもの手を引いてエスカレーターに乗った親子に対して、『道を開けてくれないから、後ろがつかえて困るじゃないか』と怒らず、静かに後ろで待てる人がどれだけいるだろうか」（杉山2005年：7-8）、答えは否定的だということになる。子どもを養育するのは親の責任だと強調し過ぎるため親だけがその養育責任を背負う結果となり、親以外の者はその責任の履行の（無責任な）傍観者の側に回ってしまう。

ところで沢山は、母親の育児体験談の検討から、「母親たちは子ども一般に関心を向けたのではなく、『我が子』のみに排他的に関心を集中させていった」と、我が子意識が非常に強いという教育家族の問題点を論じている（沢山2000：127）。沢山の論議は、我が子のみに「教育的まなざし」を集中的に注ぐことが子どもを管理

し、抑圧的に作用する問題性を指摘するものであるが、それを我が子だけに排他的に集中させることによって、人びとが子どもに注ぐ「教育的まなざし」＝（大雑把にいうと）よりよく育てようとする営みから我が子以外の子どもが締め出されていってしまうことが示唆されよう。

岩本も、社会的養護を必要とする子どものために導入された特別養子制度がその効果をほとんど発揮していないことや特別養子を除いた未成年養子に占める親族養子縁組の割合の増加と逆に（要保護児童に相当する）非親族養子の割合が減少傾向にあることから、「しばしば指摘されるように、日本では困窮している他人の子どもを引取ろうとする気持ちの乏しい」こと、そしてそれが「同じくよく指摘される、欧米と比べ、不遇の子に対する慈善精神やボランティアな福祉意識の欠如……」などを、その起因とみるのは、おそらく正鵠を射たものでなく、「その核心は『他人』の子という点」であると、日本では他人の子どもへの関心が乏しいこと、そしてそのことが「子育てはすべて血を分けた生みの親の責任という観念」に起因することを指摘する（岩本2006：86, 96）。我が子の養育への血を分けた親の強い関心が他人の子どもへの養育への無関心を帰結するというわけである。

以上から、自分の子ども以外の子どものに対する無関心・無責任な態度は、たんに実質的には親だけが子どもの養育責任を負うため人びとは他人の子どもの育成に無関心・無責任となるだけでなく、親の側で我が子意識が非常に強いことから生み出されるものだということができよう。

#### 4. 親への養育責任の集中の超克と新たな子育て支援システムの創出

もうかなり以前のことになるが、タレントのアグネス・チャン氏が子連れで職場に現れ、神聖な職場に私事である子育てを持ち込んだことが話題となり、「子連れ出勤論争」が闘わされたことがあった。職場に子育てを持ち込むことが争点になること自体、子どもの養育は親以外に責任なしの人びとの態度を、さらにいえばそうした態度が規範化されている事実を如実に物語っているのであるが、事態はもっと複雑である。江原は、この論争が、単純なフェミニスト勢力対保守層の対立だったのではなく、「職場には家庭を持ち込むな」という規範と、『子どもは母親の手で』という規範のうち、どちらの規範をより重要視するかということ、あるいは逆にどちら



の規範をより重要でない規範として見るかという論点」が争われていたのだという。アグネス・チャン氏は、子連れで出勤したことによって「職場に家庭を持ち込むな」という規範をやすやすと破ってみせたが、その行為が同時に「子どもは母親の手で」という「聖なる母性」規範を全面に押し出し、子どもを保育園などに預けて働く母親を断罪するものであった（江原1996：154-156）。

そうだとすると、もし職場が子連れ出勤に理解を示し、協力的であったとすると、「聖なる母性」規範が全面に押し出されて、むしろ親の養育責任が強化される、というパラドックスに陥ることになる。それは、ひいては社会が親の養育に協力的だと、かえって親の責任が強化されるというパラドックスにつながる。

だが、こうしたパラドキシカルな関係は、職場に家庭、少なくとも「育児を持ち込むな」という規範が存在する限りにおいて生じるものである。職場に育児を持ち込むなという規範の規制を受けながら、子連れ出勤に協力することが、（それだけ親が養育責任を果たすことが重要だと）親の責任を強化するのである。もし仮に、職場にも社会にも子どもの養育に責任があるために子連れ出勤に協力するのであるならば、「職場に育児を持ち込む」ことや「保育園に子どもを預ける」ことは悪いことではなくなる。したがって、「職場に育児を持ち込むな」という規範そのものがその存在基盤を失う。

以上のことから、子育て支援には、親に子育て支援の責任を果たさせるために行われる支援と親の責任を分担する方向が志向されて行われる支援の2つのタイプがあることと、そして前者のタイプの支援はかえって親の養育責任の強化につながるものであることが示唆されよう。さきに厚生白書にみてきた1980年代半ばあたりまでの子どもの養育家庭への国の対策が、まさにこの前者のタイプの子育て支援だったのである（もちろん、そうした対策を子育て支援と呼ぶこと自体、不適切かもしれない）。

いま目指されようとしている子育て支援は、当然後者のタイプのそれであるはずである。現在積極的に展開されている子育て支援の理念は、基本的には、1993年の『たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会』報告書で提言された「子育てに関しては保護者（家庭）を中心としつつも、家庭のみにまかせることなく、国や地方自治体をはじめとする社会全体で責任を持って支援していくこと、言い換えれば、家庭と社会のパートナーシップのもとに子育てを支援していく」ことであるといつてよいであろう。

けれども、ここで注意を要するのは、そうした理念に基づいてなされる支援が、（親の）子育て支援と表現される点である。すなわち、子育てする者がいて、その者が行う子育てを支援しようという対策であるのならば、子育てする者、つまり親の養育責任は依然として前提とされていると考えなくてはならない。そうだとすると、社会の責任といっても、親が養育の責任を適切に果たすことができるように支援する域にとどまり、たとえば、これだけで支援しているのに親は何をしているのだ、無責任だとの不満が湧きでるなど、親の責任が再び強調される余地が残されている。

したがって必要なことは、子どもの育ちへの責任を、特定の者だけに押しつけず、社会全体でそれを分かち合うことではないであろうか。そのためには、子どもの育ちを支援するとの視点に立ち、その育ちを、特定の者、すなわち親だけがというのではなく、社会全体で支援する責任体制を確立していくことが重要である。「何よりも、支援する対象は子どもであり、『子どもの育ち』でなければならない」のである（柏木2008：163）。子どもにとっても、「子どもを母親だけに任せるのではなく、複数の多様な人々の手と心で育てること」（柏木2008：162）はとても重要なことでもある。

かつてのわが国の農村の生活では、生みの親以外に多くの仮り親をもつ風習があったが、それは「弱々しい赤ん坊を育て上げるには、生みの親の力だけでは限界があって大勢の人の助けが必要だと考えられていた」からだという（大藤1999：51）。こうした風習のもとでは、「社会の子ども」として育てる、地域にしっかり根ざした「郷党教育」が行われていたとされるが（大藤1999）、かつて、わが国には、こうした村という共同体全体で子どもの育ちを支援するシステムが存在していたのである。

もちろん、人びとの共同体への従属による自律性の欠如というネガティブの面を見逃してはならないであろうし、未だ貧しかったためこうしたシステムが現代的感覚からすれば十分に機能していたとはいえないかもしれないが、現代の社会に新たにこうしたシステムを再生させることが必要なのではないだろうか。

いまの子育て支援が積極的に展開される趨勢を眺めると、親、とくに母親の子育ての困難が理解され、子どもを育てるうえでの親の限界が認識されるようになっていくかにみえる。こうした子育て支援の展開が、子どもの育ちを支援する責任を社会全体で分かち合う新しいシステムを創出していくことができるか、わが国社会の大きな課題だといえよう。

## 註

- 1) 参照した厚生白書については、煩雑を避けるため、何年度版であるかのみを本文中に記し、文献欄には記載しないこととした。

## 参考・引用文献

- 江原由美子 (1996) 「子連れ出勤論争の表うら」大日向雅美・佐藤達哉編『現代のエスプリ 子育て不安・子育て支援』至文堂
- 広井多鶴子 (1999) 「父と母の制度史」渡辺秀樹編『変容する家族と子ども』教育出版
- 井上真理子 (1998) 「閉ざされた扉の後ろの不条理な『愛』の世界」井上真理子・大村英昭『ファミリズムの再発見』世界思想社: 96-130
- 岩本 通弥 (2006) 「民俗学からみた新生殖技術とオヤコ」大田素子・森謙二編『(いのち)と家族』早稲田大学出版部, 75-104
- 次世代育成支援システム研究会監修 (2004) 『社会連帯による次世代育成支援に向けて』ぎょうせい
- 柏木 恵子 (2003) 『家族心理学』東京大学出版会
- 柏木 恵子 (2008) 『子どもが育つ条件』岩波書店
- 厚生省児童家庭局編 (1999) 『児童福祉五十年の歩み』厚生省児童家庭局
- 財団法人子ども未来財団 (2004) 「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果 (抜粋)」  
([www.kodomomirazaidan.or.jp/midika/midika.pdf](http://www.kodomomirazaidan.or.jp/midika/midika.pdf), 2008年8月3日)
- 許斐 有 (1996) 『子どもの権利と児童福祉法』信山社
- 小山 静子 (2002) 『子どもたちの近代』吉川弘文館
- 鯨岡 峻 (2000) 『〈育てられる者〉から〈育てる者〉』日本放送出版協会
- 前原 寛 (2008) 『子育て支援の危機』創成社
- 望月 嵩 (1986) 「子どもの養育と家庭福祉」望月嵩・本村汎編『現代家族の福祉』倍風館: 76-132
- 二宮 厚美 (2003) 『構造改革と保育のゆくえ』青木書店
- 大藤 ゆき (1999) 『子育ての民俗』岩田書院
- 大宮 勇雄 (2006) 『保育の質を高める』ひとなる書房
- 斉藤 学 (1999) 「家族関係のダイナミクス」渡辺秀樹編『変容する家族と子ども』教育出版, 9-22
- 沢山美果子 (2000) 「教育家族の成立と展開」倉地克直・沢山美果子『男と女の過去と未来』世界思想社, 108-149
- 広田 照幸 (2001) 『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会
- 庄司 洋子 (2002) 「家族・児童福祉の視座」庄司洋子他 (編) 『家族・児童福祉』有斐閣
- 杉山 千佳 (2005) 『子育て支援でシャカイが変わる』日本評論社
- 鈴木佐喜子 (1999) 『現代の子育て・母子関係と保育』ひとなる書房
- 『(週刊) 東洋経済 (子ども格差特集)』2008年5月17日号, 東洋経済新報社
- 田澤 薫 (1999) 「児童の養育責任の系譜に関する研究」『厚生労働科学研究成果データベース』(mhlw-grants.niph.go.jp, 2008年6月16日)
- 渡辺 秀樹 (1994) 「現代の親子関係の社会学」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会
- 山田 昌弘 (1991) 「家族の現状と未来」『子ども家庭福祉情報』第2号
- 大和 礼子 (2008) 「“世話／しつけ／遊ぶ” 父と“母親だけでない自分” を求める母」大和礼子・斧出節子・木脇奈智子編『男の育児・女の育児』昭和堂
- 山根 真理 (2000) 「育児不安と家族の危機」清水新二編『家族問題』ミネルヴァ書房
- 吉川 悟 (2000) 「家族療法から診た現代家族の隠れた危機」清水新二編『家族問題』ミネルヴァ書房: 115-139